

奈良県告示第八十九号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・五・九〇二号元町富田線	御所市大字元町、大字東松本、大字竹田、大字東辻及び大字北十三
大和都市計画道路三・六・九〇一号三室東辻線	御所市大字東辻

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び御所市産業建設部都市整備課

三 縦覧期間

令和元年五月十日から同月二十四日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に令和元年五月二十四日までに必着するよう提出すること。